

盛岡市監査委員告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 27 日

盛岡市監査委員	菅 原 和 彦
同	工 藤 由 春
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 10 月 25 日付け 30 盛監第 37 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 環境部，農林部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

30 盛林第 358 号
平成 30 年 12 月 20 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 10 月 25 日付け 30 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（農林部林政課）

物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

物品の購入に当たり、財務規則及び本庁等文書規程に基づき、適正に見積書を徴取し完結文書へ見積書を保管するよう課内研修を実施し周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、財務規則及び本庁等文書規程に則った適正な事務を行うよう、担当者や担当係長など複数の職員による確実な相互チェックを行い再発防止に努める。

30 盛農政第 455 号
平成 30 年 12 月 26 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 10 月 25 日付け 30 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 飯岡農業構造改善センター）

使用料の調定及び減免に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

平成 30 年 11 月 13 日付け農林部長決裁により、市長内部部局専決及び代決に関する規程第 8 条を適用し、内部委任により農業構造改善センター所長に課長の専決事項としているセンター使用料の調定及び減免を割り当てることとした。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、平成 27 年度定期監査による指摘に伴い、平成 28 年 4 月から農業構造改善センターの使用料の徴収方法を変更した際に使用料の調定及び減免の決裁権者をセンター所長と誤認したことによるものである。

今後は根拠法令の確認を徹底し、再発防止に努める。